

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	20	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長（食品製造業）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する汚水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置。</p> <p>・特例措置の内容          汚水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例について、適用期限を2年間延長する。          特例率：1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（1/3を参酌）</p>		
関係条文	地方税法附則第15条、地方税法施行令附則第11条、地方税法施行規則附則第6条		
減収見込額	[初年度] - (▲263)	[平年度] - (▲1077)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的          我が国の公害防止対策については、昭和40年代に比べて、各種の環境基準達成率が改善するなどの成果を収め、公害防止対策先進国として諸外国からも高い評価を得ているところであるが、新たな環境負荷物質の科学的解明等に伴い、今後も対策を講じるべき分野は数多い。また、環境に対する国民の意識の高まりにより、事業者はこれまで以上に高度な公害防止対策を講じる必要性に迫られている。このため、事業者の公害防止施設の設置に対する特例措置を設けることで、事業者の経済的負担を軽減し、公害防止設備の投資促進を図ることにより、事業者の一層の環境負荷物質対策を促進し、産業公害の防止及び良好な生活環境の保全を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性          水質分野においては、排水規制・暫定排水基準の見直し、水質総量削減や、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等により、事業者の公害防止設備投資に係る負担も上昇している。このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。</p> <p>食品工場からの排水については、有機性の汚濁物質を含有し、環境規制の強化や国民の環境に対する意識の高まりから、これまで以上に高度な公害防止対策を講じる必要性に迫られている。</p> <p>一方で、中小企業が多くを占め、昨今の厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動を行う食品関連事業者等にとって、公害防止設備投資は非収益投資であるため、規制強化に伴う追加的投資の負担が課題となっている。このため、事業者が設置する汚水又は廃液処理施設に係る固定資産税を減免する特例措置を設けることで、食品関連事業者等の経済的負担を軽減し、公害防止設備への投資を促進することが我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図る上で重要である</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓</p>
	政策の達成目標	環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき環境基準達成及びその維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間の適用期限の延長を要望。(平成28年4月1日から平成30年3月31日まで)
	同上の期間中の達成目標	第8次水質総量規制への各業界の適応、暫定排水基準適用業種の一律排水基準適用への暫時見直し、水質分野における環境負荷物質対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。
	政策目標の達成状況	・環境基本法に基づく環境基準の達成率について、BOD、COD等の生活環境項目については平成25年度の環境基準達成率は全体で87.3%に留まっており(H24年度:88.6%)、閉鎖性水域の環境基準達成率については更に低いものとなっている。(H25年度:河川92.0%、海域77.3%、湖沼55.1%、H24年度:河川93.1%、海域79.8%、湖沼55.3%)
有効性	要望の措置の適用見込み	平成28年度(見込):適用件数3,338件、取得価格28,184百万円、減収額263百万円 平成29年度(見込):適用件数3,338件、取得価格28,184百万円、減収額263百万円 (経済産業省調べ)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	・水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成25年度の環境基準達成率は87.3%となっており(平成24年度:88.6%)、水質環境の改善が行われてきた。他方で、新たな環境基準の追加等の規制強化がなされており、現状の達成率を引き続き維持していくためには、本制度の延長が必要。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【税制】事業所税の課税標準の特例措置 事務所等を対象としている事業所税の課税標準の軽減措置と併せ措置することによって、事業者に対するインセンティブの効果を高め公害防止用設備の取得を促進。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	環境対策設備の導入については、事業者が取り組むべき課題の一つであるが、環境規制は年々厳しくなっており、その都度、事業者には設備導入等の負荷がかかる側面がある。一方で、環境対策設備は幅広い業種に対応が求められており、非収益設備であるため、環境規制の円滑な施行の観点からも、税制優遇による措置が必要である。
	ページ	20—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【過去5年間の実績】  平成23年度：適用件数7,794件、取得価額83,500百万円、減収額779百万円  平成24年度：適用件数5,266件、取得価額38,738百万円、減収額356百万円  平成25年度：適用件数7,363件、取得価額46,266百万円、減収額382百万円  平成26年度：適用件数6,308件、取得価格47,724百万円、減収額445百万円  平成27年度（見込）：適用件数3,338件、取得価格28,184百万円、減収額263百万円  （経済産業省調べ）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（地方税法附則第15条第2項）516,557,397千円（平成25年度）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成25年度の環境基準達成率は87.3%となっており（平成24年度：88.6%）、水質環境の改善が行われてきた。  直近5年間の適用件数は毎年平均約5,800件を超える実績で推移しており、今後も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>第7次水質総量規制の実行、暫定排水基準の一律排水基準への暫時見直し、カドミウム、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の排水基準の設定、水質汚濁防止法に基づく地下水汚染防止対策のための構造基準遵守義務等の着実な履行等により、水質分野における環境負荷物質対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、暫定排水基準適用業種は、平成25年5月時点で15業種であったが、現時点までに、10業種まで暫定排水基準の適用業種を減少させている。（平成13年度には適用業種は56業種存在していた。）</li> <li>・平成25年度、26年度の適用件数は平均で約6700件となっており、幅広い業界において公害防止設備の導入が進められている。</li> <li>・水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については、平成25年度の環境基準達成率は87.3%となっており（平成24年度：88.6%）、全体として水質環境の改善が進んでいる。</li> </ul>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成8年度 非課税から移行</li> <li>・平成10年～20年 2年ごとの適用期限の延長</li> <li>・平成22年度 軽減税率の引下げ（1/6から1/3へ）、整理合理化による縮減（ばい煙処理施設、産業廃棄物処理施設、窒素酸化物燃焼改善施設、ダイオキシン類処理施設、廃油・廃プラスチック類処理施設、優良更新代替施設、産業廃棄物焼却施設については廃止）</li> <li>・平成24年 2年の適用期限の延長</li> <li>・平成26年 軽減税率の変更（1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）</li> </ul>
<p>ページ</p>	<p>20—3</p>